

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

人証に対する意見書

令和5年3月1日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢 

同 寺 内 伊 織 

同 寺 本 孝 規 

同 松 本 渉 

同 高 橋 一 光 

同 川 尻 拓 也 

被告東京都は、原告らの令和5年2月13日付け「メモ（各論点につき予定する証人等について）V.2」（以下「原告ら証人予定メモ」という。）に対し、以下のとおり、意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

## 1 本件要件ハに係る争点①ないし③に関する証人について

### (1) [ ] 教授について

原告らは、本件要件ハに係る争点①ないし③に関し、外事一課員が経済産業省に対して本件各噴霧乾燥器の規制該当性に関する見解を照会した際の前提資料として [ ] 教授に係る聴取結果報告書が使用されたとして、[ ] 教授に対し、①AGの合意内容、②本件要件ハの解釈及び本件通達の内容の相当性、③聴取結果報告書及び供述調書の正確性を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ1枚目）。

しかしながら、本件各噴霧乾燥器に関する安保管理課長に対する照会及び同課長の回答について、[ ] 教授の聴取結果報告書がどのような影響を及ぼしたというのか、原告らの主張をもってしても明らかではないし、[ ] 教授に対する尋問により立証すべき事実も判然とせず、争点との関連性も不明であるから、同教授に対する尋問の必要性は認められない。

加えて、上記①について、AGの合意内容が明らかになったとしても、本件要件ハの解釈や本件通達の内容が不合理とされるものではないし、上記②について、[ ] 教授は本件要件ハに関する有権解釈権を有しておらず、本件通達の制定に関与していることを示す証拠はないのであり、[ ] 教授の尋問により本件要件ハの解釈及び本件通達の内容が不合理とされるものでもない上、上記③については、[ ] 教授に係る聴取結果報告書及び供述調書の内容に関し、いかなる理由により具体的にどの点が正確でないと主張するのか判然としない

から、いずれも争点との関連性を認めることはできず、[ ]教授を尋問する必要性は認められない。

## (2) 訴外[ ]について

原告らは、本件要件ハに係る争点①ないし③に関し、訴外[ ]がAG合意及び本件省令の制定に関与したとして、①AGにおける規制導入の経緯（主に他国意見につき）、②本件省令の制定の経緯、③供述調書の正確性を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ1枚目）。

しかしながら、上記①及び②については、AGにおける規制導入の経緯や他の意見、本件省令の制定経緯につき、原告島田と訴外[ ]とのメールのやり取りの中で明らかになっているため（甲127号証の1ないし129号証の2、丙A17号証の資料1、同8ないし10、同12）、重ねて、訴外[ ]を尋問する必要性は認められない。しかも、AGに関していえば、対外公表しない旨の国際的取り決めがなされている事項等があることがうかがわれ（甲104号証2ページ）、仮に上記メールで明らかになっている事項以外のAGに関する事項を訴外[ ]に尋問したとしても、それらについて証言できない可能性が高いのであるし、そもそも、上記メールで明らかになっていない事項について、争点との関連性があるかどうかも不明であるから、証拠調べの必要性を認めることなどできないのである。

そして、上記③については、訴外[ ]の供述調書につき、いかなる理由により具体的にどの点が正確でないと主張するのか判然とせず、争点との関連性も不明であるから、訴外[ ]を尋問する必要性は認められない。

## (3) [ ]検事及び[ ]検事について

原告らは、本件要件ハに係る争点①ないし③に関し、本件各被疑事件の捜査担当検事及び公判担当検事であるとして、[ ]検事及び[ ]検事（以下「[ ]検事」という。）を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ1及び2枚目）。

この点は、被告国との争点に関する証人であると認められるものの、同人らを尋問する必要性が認められないことにつき、念のため意見を述べておく。

本件においては、[REDACTED] 檢事が本件各被疑事件につき、勾留請求及び起訴したことが国賠法上違法であったか否かが争点であると認められるところ（訴状第4の1・82及び83ページ、第6の1・113ページ）、[REDACTED] 檢事は、外事一課員が捜査収集した証拠資料並びに検察官による原告大川原ら及び事件関係者の聴取結果等に基づき、勾留請求及び起訴の判断をしたものと認められ、これらの資料は、原告らの本件各送付嘱託申立てに応じて、被告国が証拠提出して明らかになっているから、同資料に基づき、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に違しているか否かについて判断すれば足りるのであって（東京高裁平成18年6月14日判決・訟務月報53巻5号1583ページほか）、[REDACTED] 檢事を尋問する必要性は認められない。

そして、争点が上記のとおり勾留請求し、起訴した行為であることからすれば、これらに関与していない [REDACTED] 檢事を尋問する必要性は認められない。

## 2 本件文書提出命令申立てが認められない場合の立証手段について

### (1) C I S T E C の [REDACTED] 氏について

原告らは、本件文書提出命令申立てが認められない場合の立証手段として、C I S T E C の [REDACTED] 氏の尋問をする必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ2枚目）。

しかしながら、被告東京都の令和5年2月24日付け文書提出命令申立てに対する意見書（以下「被告都文書提出命令申立て意見書」という。）第3の3(1)（4ページ）で述べたとおり、そもそも、原告らが本件文書提出命令申立てにおいて述べる証明すべき事実は、いずれも経済産業省による措置や回答、同省職員の発言内容であり、本件文書提出命令申立ての対象文書である外事一課

員らがC I S T E Cの職員から聴取した際に作成した捜査メモを取り調べる必要性がないことは明らかであるから、同職員である [REDACTED] 氏を尋問する必要性も認められない。

#### (2) 経済産業省の [REDACTED] 氏及び [REDACTED] 氏について

原告らは、本件文書提出命令申立てが認められない場合の立証手段として、経済産業省と警視庁との間の打合せの内容を明らかにするため、経済産業省の [REDACTED] 氏及び [REDACTED] 氏の尋問をする必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ2枚目）。

しかしながら、被告都文書提出命令申立て意見書第3の3(3)（4及び5ページ）で述べたとおり、経済産業省の組織的な見解（公的見解）については、外事一課長から捜査関係事項照会を受けた安保管理課長の回答（丙3号証）のほか、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛ての回答（丙25号証）及び調査嘱託回答によって明らかとなっており、経済産業省と外事一課の担当者間の面談内容を明らかにしたところで、経済産業省としての組織的な見解（公的見解）が不合理となるものではないから、 [REDACTED] 氏及び [REDACTED] 氏を尋問する必要性は認められない。

また、原告らは、 [REDACTED] 氏に対して、供述調書の正確性を尋問する必要性があるとも主張するが、原告らは [REDACTED] 氏の供述調書につき、いかなる理由により具体的にどの点が正確でないと主張するのか判然とせず、争点との関連性も不明であるから、いずれにしても [REDACTED] 氏を尋問する必要性は認められない。

#### (3) 外事一課員について

原告らは、本件文書提出命令申立てが認められない場合の立証手段として、経済産業省と警視庁との間の打合せの内容を明らかにするため、当時外事一課において本件各被疑事件の捜査に当たった、 [REDACTED] 警部補、 [REDACTED] 巡査及び [REDACTED] 警部（以下「 [REDACTED] 警部」 という。）の尋問をする必要があると主張

するものと解される（原告ら証人予定メモ2及び3枚目）。

この点については、上記(2)で述べたとおり、そもそも、安保管理課と外事一課の担当者間の面談内容を明らかにしたところで、経済産業省としての組織的な見解（公的見解）が不合理となるものではない以上、当該面談内容を明らかにする必要性はないから、上記3名を尋問する必要性は認められない。

### 3 本件要件ハに係る争点④及び⑤に関する証人について

#### (1) 外事一課員について

原告らは、本件要件ハに係る争点④及び⑤に関し、当時外事一課において本件各被疑事件の捜査に当たった、████████警部補、████████警部補（以下「████████警部補」という。）、████████警部補及び████████警部補（以下、各人を併せて「████████警部補ら」という。）に対し、外事一課の行った温度実験の条件設定、方法、回数等を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ3枚目）。

しかしながら、外事一課の行った温度実験の条件設定、方法及び回数等が、本件の争点である、外事一課員が本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したこと（本件要件ハに係る争点④）並びに外事一課員が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと（本件要件ハに係る争点⑤）について、それぞれ合理性が認められるか否かの立証に資するのか判然とせず、争点との関連性は不明である上、仮に争点との関連性が認められるとしても、原告らが原告ら証人予定メモ3枚目で掲記しているとおり、各温度実験の方法等については、各温度測定結果報告書等で明らかとなっているから（丙6、丙7、丙14、丙A52、丙A53号証）、重ねて████████警部補らを尋問する必要性は認められない。

そして、本件要件ハに係る争点④については、被告東京都の令和5年1月27日付け準備書面(3)（以下「被告都準備書面(3)」という。）第1の5(1)イ

(ア) (15及び16ページ)のとおり、外事一課員は [REDACTED] 株式会社からの聴取結果等を基に本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を特定しており、その特定方法が不合理であったか否かが争点であり、また、本件要件ハに係る争点⑤については、被告都準備書面(3)第1の6(2)ア(21及び22ページ)のとおり、外事一課員が有識者からの聴取結果を踏まえ、本件各噴霧乾燥器と同型器により温度測定実験を行い、同器内部の最低温箇所を特定した上で、乾熱滅菌器による大腸菌等の殺菌実験を行い、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断するという検査手法をとったことが不合理であったか否かが争点であって、各温度実験そのものの不合理性が争われているものではないから、各温度実験の条件設定、方法及び回数を明らかにする必要性はない。

(2) [REDACTED] 検事について

原告らは、本件要件ハに係る争点④及び⑤に関して、[REDACTED] 検事を尋問する必要があると主張するものと解される(原告ら証人予定メモ3及び4枚目)。

しかしながら、本件においては、本件要件ハに係る争点④及び⑤に関する外事一課員の当時の判断が不合理であったか否か、[REDACTED] 検事が本件各被疑事件につき勾留請求及び起訴したことが国賠法上違法であったか否かが争点であると認められるから、[REDACTED] 検事の判断は争点との関連性がないことは明らかであり、同人を尋問する必要性は認められない。

4 原告島田に対する取調べ及び弁解録取手続に関する証人について

(1) 原告島田及び [REDACTED] 警部補について

裁判所においてしかるべきご判断願いたい。

なお、[REDACTED] 警部補については、被告東京都からも人証申請する予定である。

(2) 外事一課 [REDACTED] 巡査部長、[REDACTED] 警部補及び [REDACTED] 警部について

原告らは、[REDACTED] 警部補による原告島田に対する取調べ及び弁解録取書作成に係る違法性を証明するため、外事一課 [REDACTED] 巡査部長、[REDACTED] 警部補及び [REDACTED] 警

部（以下「[ ] 巡査部長ら」という。）を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ4枚目）。

しかしながら、本件任意取調べに関する争点は、[ ] 警部補による、事前の恣意的な供述調書作成、供述調書の確認・修正の機会の妨害、誘導・詐術的文言・恫喝等があつたか否かであり、また、本件弁解録取に関する争点は、[ ] 警部補が、あらかじめ作成した弁解録取書に署名・押印を求める、修正依頼に応じない、弁解録取書を意図的に裁断するといった事実の有無であり（第4回口頭弁論調書別紙）、これらを明らかにするためには、直接の当事者である原告島田及び[ ] 警部補の尋問をすることが最も直截であり、かつ、それで十分であるから、重ねて[ ] 巡査部長らを尋問する必要性は認められない。

## 5 その他の証人について

原告らは、身柄拘束により受けた精神的苦痛等を尋問事項として、原告大川原、原告島田及び原告相嶋[ ] を尋問する必要があると主張するものと解される（原告ら証人予定メモ4及び5枚目）。

しかしながら、精神的損害に関する慰謝料の算定に当たっての考慮要素は、当事者の年齢・学歴・職業・収入・資産・経歴・生活態度・社会的地位、加害公務員の故意過失の程度、加害行為の倫理的非難に値する程度などの事情を考慮し、裁判官の裁量によって確定されるとされており（佐藤英善編・実務判例逐条国家賠償法95ページ）、これらの考慮事項は、加害公務員の故意過失の程度、加害行為の倫理的非難に値する程度を除き、書証の提出等による立証で十分に足りるものであるから、あえて、上記3名を尋問する必要性は認められない。

以上